

## 社会福祉法人 宇土市社会福祉事業団役員等の報酬及び旅費に関する規則

	(昭和48年 4月 1日規則第3号)
改正	昭和51年 3月26日規則第2号
	昭和51年 7月21日規則第4号
	昭和52年 3月31日規則第1号
	昭和54年 6月30日規則第1号
	昭和55年 3月24日規則第1号
	平成 2年 6月30日規則第2号
	平成 5年 3月22日規則第1号
	平成 7年 3月29日規則第2号
	平成 9年 3月28日規則第1号
	平成10年 3月19日規則第2号
	平成15年 3月25日規則第1号
	平成29年 2月23日規則第2号

### (趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人宇土市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の理事、幹事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び旅費の額並びに支給方法に関して必要な事項を定めるものとする。

### (報酬)

第2条 役員等にはその勤務日数1日につき5,100円の報酬を支給する。

### (役員を兼ねる者の特例)

第3条 宇土市（以下「市」という。）の特別職の職員又は一般職の職員で常勤職員として給与を受けられるものが事業団の役員等を兼ねる場合には事業団の役員としての報酬は支給しない。

### (報酬の支給方法)

第4条 報酬はその職務に従事した都度支給する。

### (旅費)

第5条 役員等がその担当する業務を行なうため旅行したときはその旅行について旅費を支給する。

### (旅費の種類及び額)

第6条 旅費の種類は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料とし、その額は別表第1のとおりとする。

### (雑則)

第7条 この規則に規定するものを除くほか報酬及び旅費の支給方法については市の一般職員の給与及び旅費の支給方法の例による。

### 附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

### 附 則 (昭和51年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

### 附 則 (昭和51年規則第4号)

この規則は、昭和51年7月21日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

### 附 則 (昭和52年規則第1号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

### 附 則 (昭和54年規則第1号)

この規則は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則 （昭和 55 年規則第 1 号）

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 2 年規則第 2 号）

- 1 この規則は、平成 2 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の社会福祉法人宇土市社会福祉事業団役員の報酬及び旅費に関する規則別表第 1 の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則 （平成 5 年規則第 1 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 7 年規則第 2 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 9 年規則第 1 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 10 年規則第 2 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 15 年規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 29 年規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

区 分	車 賃 (1 km につき)	日 当	宿 泊 料 (1 夜につき)	食 卓 料
理 事 長 理 事 監 事 評 議 員	37 円	2,600 円	甲地方 13,100 円 乙地方 11,800 円	2,600 円